

社会における個とその固有機能とのかかわり

—市民性のある生活者を巡って—

萩原 富夫

1 はじめに

地域社会が激しく変化している。2000年の分権改革を境に、それまで3000以上もあった市町村の数を、政府の方針では1000にまで減少させる目的で進展している（大森，2008）。いわゆる平成の大合併である。大半の地域が財政難を切り抜けようとして合併を進めてきた様子がかがえる。しかし当初の予定ほどうまく行っていないのが現実である。新聞の特集記事によると、幼児医療費、保険負担費用の地域による大きな違い、合併後の行政による中心地と周辺との差別的扱い、情報公開を渋る行政、変革の意志を挫く縦割りの行政の壁、限られた予算のやりくりで苦慮する自治会長に無頓着な住民等々深刻な問題の山積である。そうした中で、街の美しい景観創りに成功した地域や巨額の負債を抱える寸前で箱物建築を停止させた地域等市民の横の連携による成果の報告もある（朝日新聞，2008年12月12日他）。

地域社会とそこに住む住民はいやが上にも変化を受け入れざるを得ない情況に立ち至った。しかしそうであったとしても社会や人間は急激な変化には耐えられないのが普通である。身の回りの身近な問題から隣人と手を携えて自らが変わり、周囲を変えていくより途がない。というのはわれわれが過去の規範に規定された生活の中に置かれ、あるいはその規範に安住し、それを変えていく制度作りやそれに基づく隣人との間の創造的役割分担から遠ざけられ、また遠ざかってきたからである。

制度がわれわれの生活上での諸行動を陰に陽に規定する存在であることは誰

でも知っていよう。通常はそれを「自明視」しているがために、無意識の内に制度を受け入れているように見える。われわれの間で制度が意識化される場合、国や県そして市町村の行政ないしは組織の上からの通達の形で明文化されるのが現実ではなかろうか。

本稿の基本的スタンスでは、制度が行政ないしは「上からの通達ないしは参与としての通達」を守ることで一定の秩序が成り立つという受身的な立場はとらない。そうではなく、普段自明視している制度をその発生の段階に視点を据えて、改めて考え直す立場をとる。発生の段階とは自らの生活を創造して行く上での身近なプロセス的存在という意味である。社会的な生活を送るわれわれが日常、他者との相互作用を通して生み出してくるあるいは創り出してくる制度のことである。その制度の成立段階が従来どのような状態におかれていたか、それを踏まえた上でわれわれの生活世界と制度とのかかわりを研究するのが本稿の目的である。

2 生活世界と制度

(1) 制度追従型生活者の制度理解

制度を追従的、受身的にとらえてしまう習慣がわれわれの生活に根付いてしまった原因が、2つ考えられる。1つは、行政的な側面、いま1つは、企業活動の側面にあると思われる。その負の習慣になった原因について次に考えてみよう。

イ. 行政的側面にみえる追従型生活者

戦後われわれの地域社会の生活を規定することになった自治法において度々取り上げられた問題がある。その問題とは、本来地方自治体の行政に責任を持つはずの首長の役割が、国の各地方の「出先機関」として位置づけられ、その立場で国の事務を扱っていた。そのために、首長の地域における自主的な行政が、国の「許認可関与」によって不自由を強いられていたということである(兼子, 1999)。この不自由が地域住民の生活姿勢に大きな影響を与えていた。

周知のように、2000年4月、全体で“475本”という革命的とも思われる数の

自治法が一括して改正され、施行された。その改正作業に当られた地方分権推進委員会が掲げた改革の中核は、「機関委任事務制度」を廃止することにあつた（大森，山下，後藤，小田切，内海，大杉，2008）。中央省庁が進めてきた現場無視の様な行政的支配から地方行政を開放し、その地域の市民と行政が相互の討議と協働を通して模索し、構成し、地域構成員自らが決定できる地域経営のあり方へ転換することであつた（同上）。

この機関委任事務制度とは、基礎的自治体のために選ばれた各地域の首長を国の下部機関として位置づけ、国の事務を執り行わせるという制度であつた。その事務量は「都道府県の事務のうち7～8割、市町村の事務の3～4割（同上）」に当っていた。この業務量が国の監督の下で従属的に果されてきたのであつた。地域の経営責任と期待のもとに選出された首長はその業務量ゆえに自らの自治体での役割が疎外され、国と地域貢献との板ばさみとなり、仕事の責任区分も曖昧な状態に置かれていた。

戦後、高度成長の過程で地域の経済開発が盛んに執り行われた。当然、各省庁の下級機関に位置づけられている自治体の首長はその開発の事務事業の執行に当って国の主導する経済的拡大成長路線を常に優先せざるをえなかつた。それゆえ、地域住民の意向との板ばさみや地域エゴに基づく伝統主義的恩顧・庇護から国会の議員会館への陳情が盛んに行われたのである。地域住民不在の開発が60、70年代に露呈する環境破壊の進行を進め、公害問題等社会矛盾を激発させることにもなった。更に地域社会における社会的関係資本の未成熟さを引き起し（中村，1995，進藤，2004）、この未成熟が、制度は“お上”の領分で、地域住民には縁遠い存在であると言つた制度追従型観念を植え付けて行く原因になっていたと推測できよう。

その良い例が「ふるさと創生一億円事業」にみられる。その事業が国によって推進されたとき、それまで経済優先の開発事業を進めてきた地域の行政担当者は、このふるさと創生事業の企画立案に対して、住民の積極的な提案や知恵を引き出すことができなかつた。すなわち行政と住民との間の信頼喪失あるいは染み付いてしまった住民の受身的姿勢の顕れである。そのためこの事業は企画段階から大手開発業者へ丸投げ的に発注され、その地域の特性や住民のニーズが全く省みられない、そんな地域の存在が多々あつたと伝えられている（吉

永, 1999)。

口. 企業活動の側面にみえる追従型生活者

2つ目の制度を受身的にとらえてしまう原因となった習慣は、高度経済成長の時期から始まった。その時期に、日本は産業構造の大転換が行なわれ、農村から都市へと民族の大移動が行われた。工業都市人口の60%が1960年以降に転入したと言われている（藤原, 荒川, 林, 1995）。農村の人口の多くが60年前後を境に大都市の工場に吸収されていったのである。

重化学工業をはじめ、電機、自動車、繊維産業等の大企業に吸収されていった農村の伝統主義的規範に縛られたままの二男、三男は、企業の定めた手厚い福利・厚生制度の下に、企業の支配体制のなかに組み込まれていった（玉城, 1977, 1982）。彼らは企業への恭順から企業の営利を核とする経済的拡大成長路線を底辺で支えていたのである。

公害問題に詳しい経済学者の宮本（1992, 2006）によると、重化学工業が公害問題を抱えたとき、会社の従業員は自らの地域が汚染されているにも関わらず、会社側に立ってその汚染を黙認するようなことすらあったと伝えている。公害問題が今日までもその解決を長引かせてきた原因は国と企業の癒着と不明確な責任体制にある。それと同時にその一端に従業員が不幸にも企業戦士としての枠に嵌め込まれ、働くことの社会性を私物化され、会社人間として企業に協力していたのである。

従業員は社会的制度である会社を閉じた共同体としてとらえ、その共同体が展開する制度を受身的に受け入れ、そこに安住するという姿がみられたのである。これは負としての制度追従型生活者の実践であるともいえよう。

高度経済成長の時代に日本の企業制度として成立した企業の福利厚生という社会制度は、その制度を自らの地位の拠り所とする多くの企業戦士を生み出し、今日の企業社会を導いてきた（後藤, 2004）。そしてその代償としてもたらされたのが地域社会の真空地帯化であり、そこで孤立する家族の存在であった。

今日、多くの企業は社会制度として維持してきた社員の福利厚生制度から撤退する姿勢をみせている。この撤退は企業が取り入れた社会福祉制度の否定であり、その歴史的意味をも顧みず、あまりにも無責任なとしか言いようのない処置と言えよう。企業は社員の恭順を福利・厚生と変換し、伝統主義規範であ

る恩顧・庇護の感情を企業経営に巧に取り込み、日本の人事管理システムを創り上げた（渡辺，1995，広井，2008）。それにもかかわらず、企業は社会福祉の対象である社員を派遣社員や契約社員に容易に変え、法人を海外に移転し、株主を優先し、ステークホルダーとしての社員の地位を著しく不安定なものにしている。その抵抗勢力であるはずの組合も会社の側に立っていたのである。

以上の2つが、市民の制度覚醒に対し、マイナス的な効果として働いていたと考えられる。しかし、一方で、社会性に目覚めた人々が政治、経済、社会の矛盾や環境破壊に対する改善運動を精力的に推し進めていたことも忘れてはならない（進藤，2004）。社会の大きな時代のうねりに翻弄されながらも地道に続けられる社会的改善運動である。この努力によって今日地域社会は既に自己決定が迫られる市民一人ひとりの地域行政への主体的参加が望まれる新たな分権時代の段階に入っている。

他方、企業活動については、社会が多様化し、市民社会が成熟した現在、企業は従来のように経済活動だけを行っていればそれで正当化される時代ではなくなった。企業はグローバルに浸透したシティズンシップの概念的枠組みの中で企業自らを捉え直し、エコロジーをも取り込んだ市民性のある企業活動の実践（Crane, Matten, Moon, 2008）が望まれている段階に至っている。

（2）制度創出型生活者の制度理解

イ. 市民性をもつ個としての生活者

高度経済成長期、就業人口に占める農業人口の割合が1950年に45.2%であったものが70年には17.9%に急激な減少傾向を示していた（中村，2005）。当然農村で減少した数の人口が短期間の内に都市の工場周辺の地域に居住するようになる。そのため都市では団地や住宅が急ピッチで建設され、新たな団地族というホワイトカラー層が出現する。そうした地域では、新住民と土着層の旧住民との間の対立があり、孤立化する家族の存在、さまざまな住環境整備の貧困等々から住民運動も表面化していた（倉橋，小林，2004）。

1969年に国民生活審議会が「コミュニティー生活の場における人間性の回復—」という報告書を出している。それによるとコミュニティーの人間関係は「人対人

のつながりが微弱」であり、「社会における個人は、無拘束性の反面としての孤立感・不満感や無力感が蓄積される」（同上）状況にあると伝えている。

こうした状況を考慮して、自治省が1971年に、豊かな人間性を育む活気のあるコミュニティの創造という目的を掲げ、全国各地域にコミュニティ・センターを設置する制度を制定し、6000もの建物ができた（同上）。しかし、この制度は建物の設置にのみに重きが置かれ、親密な人間圏の形成という本来の目的には繋がらなかった。80年代には人口移動が沈静化する一方、交通通信技術の革新によって生活圏が拡大するものの、コミュニティの人と人との無機質の関係は地域住民不在の道路や建物等都市計画の問題と相俟って深刻に広がって行く。コミュニティは、国と企業が推し進める経済的成長拡大路線主導の蔭に取り残され、既に国と企業の双方に支配され、コミュニティとその住民の市民性の領域も失われていたと推察される（中岡，1996）。

この失われた領域、すなわち、市民性の領域はいかにすれば再生できるのだろうか。市民性の領域とは自ら決断し個として生きる「礼節」をもった地域の市民同士が安心して開放的で親しく交す自由なコミュニケーションの領域のことである。その領域を市民自らが取り戻すためには、地域に目を配り他者の存在を改めて知ろうとする前向きに交流する活動を自覚的に地道に行うことが必要であろう。それによって市民性のある生活者とコミュニティが見えてくるものと考えられるのである。

さしあたり、市民性のある生活者としての個の存在については次のように考えたい。社会学者の天野は、生活者のことを、「時代の支配的な価値から自立的な、いかにえれば対抗的（オルターナティブ）な生活を隣り合って生きる他者との協同行為によって共に創ろうとする個人」（天野，1996）と捉えている。生活者とは自らの意志にねざしながら自立的で自律的な他者との協働において、今まで自明視してきた生き方を反省し、そこから別の「もう1つの生き方を選択」していく人々である（同上）。生活を隣り合って生き、互いの働きかけ合いが協働を生み出し、それを基にして共に創ると言う所が大切である。市民としての生活者は、個としての私的な利害を基盤としながらも、その利害を超えて共に創る連帯の領域、生活世界に積極的に加わりようとする人々なのである。

生活者の形成する生活世界とはどのような関係をもつ存在なのであるか。

シュッツは、「覚醒し、成長した人間が、他の人々と共に、その中で、それに対して行為している間主観的な世界（シュッツ、1980）」であるという。このあまり聞き慣れない間主観的な世界を、平易に表現すると、日頃われわれが他者と顔を突き合わせて生活する世界で、互いの思いや考えを会話を通して交換し、相互に共有することのできる合意が生まれてくる関係の世界（竹田青嗣、1999）と言える。つまり、隣人との会話ではまず、他者の話しに耳を傾け、話しの意味を理解し、判断し、信頼感を生み出すように共に語り、共に創り、相互に共通の理解に達し、共通に生きられた経験を持ち、そこに生命の喜びが生み出されているような世界のことである。他者とのこのような経験を基に、共に協働し形成していく世界が生活世界であり間主観的世界ということになる。その世界において、事柄や出来事の真の意味と価値が生み出されてくるということである（同上）。

市民領域では利害の異なる“私”が隣人と会話を重ねることによって私だけではなく全体を意識した思考へと他者と共に自らを超えていく関係性（海老澤、2006）が形成されている。その世界から意味と価値が生み出され、それを制度の中に組み込んで行くとき、社会性のある信頼性に基づくコミュニティが生まれてくる。

生活者の以上のような市民性のある生活姿勢は或る日突然その人の内面に生まれてくるものではない。隣人との反復的な学習習慣の過程が人の成長を助けると考えることが自然であろう。一定の持続的行動がそれを維持する姿勢によって成長し続ける源泉になっている。そのことは言い換えれば、教育が社会に組み込まれているように、自らの成長を促す習慣が生活の内部に意識的に組み込まれているということである。

毎日会社と家との単調な往復活動では、従来の制度追従型生活者から抜け切れず自らを消耗するだけの生活である。社会性を自らの生活に生み出すためには、従来のあり方を変え、他者との積極的で持続的な関係を求め、その間に生み出される“力”を借りる。その力は、趣味のサークル、会社や地域の友人とのスポーツクラブや読書会での交流、地域の自治会活動や小中学校のPTA活動等々複数の集団活動への意識的積極的持続的参加を行う「場」にのみ生まれてくる力である。最初は単に集団の中にもいるだけでも時間の経過とともに他者と

の相互接触を繰り返すと、自然に会話の世界に加わり、会話の意味の問い返しから事柄や状況の理解を深め、暫定的ながら自らに固有の行動が芽生え、協働活動参画へという意識化の新たな段階が始まる。このプロセスが学習効果としての社会性という力をうみ出している。

「学習の社会性は、学習それ自体が次第に社会的文脈の中に埋め込まれる。」
「参加する主体そのものが相互学習し合う。参画する人すべてが学習者であり、当該共同体のみならず多様な共同体の間を頻繁に往来しながら学ぶ。そして学びながら共同体間のあり方や方向性を探る」(海老澤栄一, 2008a)。隣人、集団相互の学習には目にはみえない創発的に発展する社会性という人の心を開き、礼節を生み出す力が存在するのである。

平塚市に商工会議所が主催する社会人の学習会がある。既に5年間継続され、現在も続行中である。月1回の学習会では、手弁当で参加する大学教員を含め参加者全員が毎回レポートを作成して参加する。その会毎に司会者とレポーターが決められ、その双方のやりとりを中心に真剣な議論が展開され、参加者全員の発言が要求される。

この教員によると、ここに継続的に参加してくる者の成長は著しい。レポート作成とその構成、話の聴きかた話しかた、他者との会話の進めかた、自らの問題点の自覚、社会への目配り、社会性への理解度等が高められ、参画意欲も強くなる。とりわけ勉強会以外の参加者の趣味や仕事を通じて広がる人間関係には魅力があり興味津津とのことである。

持続的な習慣がその個人にとって自らの行動を底辺で規定することになる。あるいは価値観の核として働き、そこに選択肢を自らの内面に持つ生活姿勢が作り上げられる(海老澤, 2003)。ここに市民性のある制度創出型生活者の存在があるといえよう。

ロ. 制度創出型生活者の制度理解

ドイツの人類学者アーノルト・ゲーレンは、人間は体質的に、過剰な衝動に動かされやすく、不安定で、信頼の置けない、持って生まれた本能装置に常に戻ろうとする存在である。それゆえに、人間は衝動を規律化し、行動の安定性を得るために制度が必要になるという(ゲーレン, A., 1987)。

習慣に基づく制度化を行動の安定性を確保するための手段と考える。生活の

或る局面において習慣ができ上がると、その面における行動は自然体での実行が可能になる。最初は意識的に緊張の内に展開する行動が習慣の中で、その緊張が徐々に解かれていくと、その行動の層の上に新たな行動の発展性がみられる。習慣は行動の質的層を発展させるのである。ここに制度の成立要因がある(同上)。

ゲーレンは、デュルケームも同様に、最初から理性的合意が社会秩序を構成するのではないという。隣人同士の素朴な交わりの習慣から「集団行動(たとえば、演技的舞踊儀礼)の成果と編成が定着し、常時再演可能になること(同上)」を重視している。デュルケームよると、制度は集団の相互作用に基づく心理的な支えがあるから生きている。「個人意識がお互いに孤立せずに密接な関係をもち、活発に作用しあうとき、1つの新たな種類の心的生活が遊離される。そのとき、人びとは、個人的生活が営まれている世界とはまったく別の世界に連れて行かれたかのように感ずる。人びとはそれまでとは質的に異なった生を生きるのである」(中島, 1997)と制度の発生段階について述べている。

われわれの生活世界は生活者の質的な行為の相互交換に基づく間主観をベースに成り立っている。この相互作用すなわち生きられたコミュニケーション的行為のプロセスによってもたらされる或る種の形の行動が習慣化され、それが制度化されて生活の中で展開している事柄が多々みられる。最初是不特定の話題が継続的に話され、話題に関わる行動を「熟議」している内に、その話題や行動が持続的な習慣の中で一定の類型化した形を持ち始めて来る。「あるテーマに関係する主体が混沌とした状態で主体的に参画し、合意形成が得られるまで、ときに新しい途がぼんやりとみえてくるまで激論を繰り返し最終的に納得、説得することが必要となる」(海老澤, 2008b)。このプロセスによって、制度が生まれ、制度は正に生活世界の出来事として理解することができる。以上が制度創出型生活者の制度の理解といえよう。

たとえば、新潟県の巻町で繰り広げられた「巻原発設置反対住民投票運動」に制度の成立のプロセスが見られる。この運動は日常の何気ない会話から始まって当事者意識の再生、情報開示の徹底要求、ガバナンス形成への組織的運動体への発展のプロセスを表現している。

日頃その町の民家の軒下に置いてあるテーブルを地域に住む仲間が囲み、茶

のみ話をしていた。話題が目下の原発問題に及び始めると、その話題は継続的に熱っぽく話されていくことになった。その話題は内容が口コミやネットワークを通して地域社会に広まることになる。そのテーブルの会話は重ねるに従って人が人を覚醒させて参加者は増えていく。住民相互の間に当事者意識が生まれる。住民が知るべき情報開示を行政に迫る。その情報開示によって地域の厳しい経済状況と伝統主義的政治体質と原発との問題性が住民の間に正確に理解されて行く。当事者として厳しい現実の上に立つ住民は行政との間に真実の合議を求めて根気強く活動を展開して行く。柔軟で地道な活動が住民と行政双方に真の方向性を明らかにして行く。当事者として街創りを志す原発反対の住民は、紆余曲折を乗り越えて、ついには条例を制定する運動体へと組織的な行動を遂げるまでにいたったのである（五十嵐，2003）（伊藤，渡辺，松井，杉原，2005）。

「制度化は一つの過程である。それは、組織独特の歴史、その内部に今までにいた人々、それが包含する集団とそれらが作り上げた既得利権、環境に対するその適応様式などを反映しながら、時が経過するうちに組織に起こるのである」。「制度化の度合いは、個人ならびに集団的な相互作用の余地がどれほどあるかにかかっている」。そして制度がまた「どのようにして制度的変化が日常状況の中での個人の相互作用によって生み出され、また逆にこの相互作用を形造るかを見ることである」（セルズニック，1963）という重視すべき点は原発反対運動は教えている。

継続的な自律のあるしかも地道な諸個人の相互作用を通して意味のある行動が抽出され、その行動が習慣的に推し進められていくと、構成員相互が認識できる行動類型ができ上がる。更にそこに次々と別の発展的な行動を積み重ねていくとき一つの習慣的行為の沈殿物としての制度が具体化してくる。制度とは我々の生活習慣そのものである。バーガー，ルックマン（2003）のいう「制度化は習慣化された行為者のタイプによって相互に類型化されるとき、常に発生する」。その「類型化されたものが制度に他ならない」ということになる。制度は我々の生活世界から生まれてくるものであって、そこから遊離しては生まれてこない存在であることが容易に理解されよう。

3. 制度と役割

(1) 制度に埋め込まれた役割

追従型制度理解の欠陥は制度が上から与えられたもの、既に固定化された役割が与えられ、それに嵌め込まれてしまっていると考えるところにあった。高度成長以降今日に至る、大気、土壌、水質の汚染、温暖化、廃棄物の不法投棄等による自然環境の破壊を引き起すような生活習慣には、受身的な役割認識という悪しき姿勢がある。役割が、自ら創造するものではなく常に既に与えられていると考えてしまう習慣が、身に就いてしまい、役割の背後の責任を感じる意識が薄れている。特にわれわれのコミュニティでは街創りに関して、行政に甘んじてきた生活姿勢がある。たとえば地域社会において、仕事内容が地域の隣人市民の助け合いである「相互扶助システム」によれば容易に実行可能な仕事であっても、行政が専門業者に発注する「専門的システム」に常に反省もなく簡単にすべてを委ねてしまう習慣（倉沢，小林，2004）などは追従型制度理解から生まれたといえよう。

コミュニティでの個々人の役割は既に存在しているにも関わらずそれが見えてこない。制度が全て所与であるとするれば、制度とセットになっている役割も明示されないと気がつかないということにもなる。役割は他者から期待される行動様式であり、生活形成の制度と共に類型化されたものであると言われている。それはどういうことかという、「役割は社会体系の中に設定されたある位置と結びついた行動の様式である」（セルズニック，1963）からで、それを担う人びとの行動には隣人相互の期待が伴っているのである。

たとえば身近な人の集まりや会議中の集団を観察すると、そこには期待する役割が自然に生まれていることがみられる。まず、話題を提供したり問題提起して議論を起こそうとする人がいる。次にそれを別の角度から説明したりそれに反論して別の問題提起をする者が出る。すると今度は2者の意見を調整しようとする者が発言する。更に別の利益代弁者のような意見が出されてくる。これらの発言は前もって会議の中に設定されていた役割ではなく、そこに居合せた当事者意識を持つ関係者諸個人の人間性から出たものである（同上）。役割

の発生状態では、関係者が自らの役割を関係者相互のやりとりである相互行為のプロセスで互いが刺激となり創造を発揮し、抽出してくるものであることが上記の会議を想像することからでも理解できる。

バーガー、ルックマンによれば、われわれの生活世界を良く観察してみると、生活者は関係する者の継続的な相互作用の中で生み出される目標や重なり合う行動の諸部分を共有していることが理解できるという。そして、そこにみえてきたものは、関係者のやりとりを通して相互の間で引き受ける具体的な行動形態となり、相互が認識でき納得できる形として成立する（バーガー、ルックマン、2003）。

この類型化された具体的な行動形態を生み出していくやりとりは、自らと他者との間で同一化していくプロセスである。この時、どの行動領域が制度化に基づく役割に相応しいのか、観察を通じた試行錯誤が行なわれている。この過程は一種の志向性の働き、すなわち「意味を思念する作用、思念された意味が直感的に充実され、対象をそこにあるものとして確認して行く傾向（新田、2001）」でもある。

このプロセスから制度と役割の定着性と発展性が望まれ、行動領域の開発が成立する。自らが自他との関係の中で引き受ける役割なのであり、相互行為の文脈の中で、相互の期待をめぐって行動の具体化・組織化が行なわれていく。役割は「処分可能な道具から個人的満足 of 貴重な源泉に変化する」（セルズニック、1963）。すなわち、自らの役割に「手元の課業の技術的要求を超越した価値を注入すること」（同上）、この新たな価値を注入することによって役割組織は活力のある有機体へと変化し、組織自らのイメージが創出され、組織は一体化していくことになる（同上）。

この役割の具体化は並行して、相互作用を行う構成員の間で、共通に生み出してくる言語による類型化も行なわれ、役割が成立するのである。こうしたプロセスが正に生きられた経験として構成員の共有するところになり、アイデンティティの基盤ともなっている。

以上のように、制度と役割は相互に、コミュニティの構成員の相互の往來きとしての習慣的な行動のやりとりから類型化され、成立するものと理解できる。役割は制度形成の中に既に存在し、それを制度創出型生活者が生活世界の中で

会話と合意のプロセスを通して掘り起こす存在といえそうである。

(2) 市民性のある活動と社会的関係資本

以上の論述において、高度経済成長の過程を通して、制度が常に与えられるものとして意識されてきたこと、その姿勢が結局コミュニティでの役割を曖昧にしていること、そして、この受身の姿勢を変えるために自らを市民性のある制度創出型生活者にとらえ、その生活者が隣人相互の交流をベースにコミュニティでの生活世界を取り戻す。その生活世界によって営まれる人間関係が、生活に密着した、豊かな開放的な会話を基にして生活創造的な制度を作る。その制度から納得の行く役割が紡ぎ出され、積極的に引き受ける関係性ができあがる。以上のプロセスに基づいて、経済的合理主義が破壊してきた地域社会と市民性のある人間関係を取り戻すことが可能であるものとする。

しかし、現在の地域社会では希薄になった人間関係が生み出す問題群として「地域の抱える様々な課題に対し、解決の糸口が見つからない」、「生活する上での様々な問題や悩みに関して、一人で思い悩み、誰にも相談できない」孤立感が顕在化している（内閣府経済社会総合研究所，2005）。ここには明らかにコミュニティにおける人と人之间に生まれてくる信頼関係が欠落している。この信頼関係があれば自然に生み出されてくるさまざまな方途、すなわち社会的関係資本（Coleman, 1988）が不在であることを物語っている。われわれは最後に制度化の過程で大変重要なファクターとなっている社会的関係資本の存在について一瞥しておきたい。

社会的関係資本とは信頼関係、規範、情報によって醸成される。人と人との信頼関係は人を人として育て、心に安定感を与える。規範は秩序を生み、情報はネットワークと新たな情報を生み出す（同上）。この社会的関係資本の蓄積が諸個人間の関係を通して個の存在の自覚を育み、人の創造力を掻き立て、人に開放的な行動姿勢をとらせ、オープンな会話をベースとする人間関係を拡大させる。この資本は「使うと増え、使わないと減る。そう心得るべきだ」（パトナム，2004）と言われるのも蓋し名言である。

人の孤立化は豊かさの喪失を意味する。それは、人が求めようとすれば容易

にできる人間関係を失い、そこにできる信頼関係が生み出してくるさまざまな生きる手立てを失い、結果、豊かな社会的関係資本を無駄にしていることになる。社会的関係資本は人と人とが自然な状態で結びつくその場のみに生まれてくる存在そのものといえよう。

1991年に、東京都狛江市で、缶・ビンの資源化施設建設の再設計が必要になった。用地選定にあたって市が準備した土地は准工業地帯であったとはいえ、保育園、マンション、戸建住宅に近接していた。この用地は立地条件としては明らかに不向きであった。その上、近隣市民は事前の説明、打ち合わせも受けず、寝耳に水であった。そのため市民の憤激を買い、市の用意した計画は一時停止、基本方針や長期計画策定に遡って再検討することになった。早速、市民が核となる「狛江市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」（以下委員会）が立ち上げられ、用地の選定と「ごみ半減計画の策定」の検討が始められた（寄本，2001）。

こまごみ市民委員会は市民委員12名、専門委員（学術経験者）6名、委員会活動をサポートする立場の事務局として行政が加わり発足する（同上）。この委員会は精力的に活動を行った。まず会合が全体委員会、市民部会、専門家部会、学集会等々合わせて年間70回以上に上ったと言われている。限られた公用地から資源化施設用地を選定する過程では、行政と市民という図式は避け、用地の隣接市民も委員会に加わる市民相互のコミュニケーションという形をベースに討議を重ね全体の意見に集約されていった（同上）。合意のプロセスでは騒音、臭気、交通問題等生活環境に影響する問題対策、そして「ごみ半減計画の策定」が詳しく念入りに検討された。

市民全体がごみの自区内処理について問題の所在と理念とを共有するために、委員会は駅前で、「こまごみ100人スピーチ」と称して、「1カ月間毎日3～5人」による市民のごみ理解についての「ショートスピーチ」を展開したのである。実際にスピーチに立った市民は「135人」に達し、街行く市民が勇気をもって駅前の演台に立ち、ごみについて理解の環を広めたのである（同上）。

同時並行的に進められた、排出するごみの再利用調査、家庭から出るごみの状況調査、広くさまざまなごみに関する情報収集等の広報活動が市民の独力で行われた。地域内に住む情報を始め各種の専門関係者が多数この活動に関わっていたと思われる。自らの役割を認識し、市や他の都市での施策、事情や事例

を取材しては市民にレポートとして配布していたと言われる（同上）。

住民の批判を受け、検討のやり直しで汚名を受けた行政は従来のお上の立場から、委員会をサポートする立場に身を置いた。公共のプロとしての立場を表に出さず、寧ろ市民活動の可能性を取り込む努力をした（同上）。この行政の姿勢は、自らを全体の中心に置くという思考を避け、周辺に置おいて自他の学習効果を高める立場に身を置く思考であり（レイヴ、ウェンガー、1993）、それが市民と行政のコラボレーションを生み出した。この活動には信頼に基づく討議から整合性のある諸活動がうみ出されている。この諸活動がその活動の展開をささえる規範やネットワークを生み出し、社会的に有効性のある組織（Coleman, 1988）を創り上げられていっている風景が彷彿とされてこよう。

狛江市民のごみを巡る活動は生活上の問題が人と人を結びつけ、市民同士の討議のプロセスから合意を形成し、ルール創りを行うという市民性のある制度創出型生活者の姿が観察できる。その市民と行政の協働からソーシャル・ガバナンス（神野、澤井、2004）の実践の形が表現されていたと思われる。

以上の経験は、正に、人と人との“信頼”それをベースにごみを出さない方向への行動の“規範”人の合意と知恵を生み出す“情報”という社会的関係資本の存在を示すものであった。その社会的関係資本の蓄積とともに生活世界には、まず自らを、そして隣人との関係を創造的なものに変えて行こうとする活動が醸成させて行く。このプロセスは当事者意識をもつ市民の生活に密着した制度作りへの活力ある行動の方向性を合わせて示すものであった。

4. おわりに

本論考はタイトルに掲げた「社会における個とその固有機能とのかかわり」の「個」が市民であり、その市民性のある生活者について考察することであった。市民の生活する生活世界が生み出す規範である制度・役割について考察した。しかし足元を改めて眺めてみると、現実には極めて厳しい状況にある。2000年に分権制に基づく自治法が大幅に改正され、施行されて既に10年になろうとしている。この制度改革にかかわった識者は次のように述べる、「分権制で悩ましいのは、自治体が積極的に反応してくれないこと。機関委任事務の廃止と

いう大きな改革をしたつもりでも、大半の自治体は独自の工夫をせず、従来の通りに仕事をしている。これでは住民からみると何もかわらない」（朝日新聞2009年2月6日）。分権改革によって、折角自治体における市民の自己決定に基づく自主的な自治体経営への途が開かれたというのに、行政も市民も街創への積極的な行動的な動きをみせようとしなさいといっている。

1970年にイタリアで州政府に基づく分権制が導入されたときも、州の機能が地域に根付くのに10年を要したといわれている（パットナム、2001）。イタリアはこの地方制度改革後、北部と南部との双方の地域で社会経済的發展に大きな差ができた。北部では地域市民の横の信頼関係が歴史的社会的変化の中で一時的に低迷するもののその再形成がされてからは正常な發展を遂げた。信頼関係が醸成する社会的関係資本が自治体形成と豊かな社会経済的發展をもたらしている。

一方、南部では中世イタリア以来の恩顧・庇護に基づく伝統主義的な人間関係が地域を支配し、人と人との間に信頼関係が生み出せず、逆に地域に真空地帯が広がり、隣人同士が互いに敵視し合う状態を続けてきた。そのために、北部の社会経済的發展と比較して著しく停滞することになってしまった。イタリアの分権制進展のプロセスは人間相互の信頼関係の醸成する社会的関係資本の存在がいかに豊かな制度的發展に結びつくかを北部と南部の比較を通してその実態を示していた（同上）。

制度が変わり、社会が変化しても従来の伝統主義的規範に引きずられる歴史的経験は何処にでもみられる。しかしその伝統主義にも必ず出発点があったはずである。そうであれば、われわれがその出発点に戻ることはいつでもできるにちがいない。イタリア北部の人々が一時途絶えた信頼関係を取り戻したように、われわれのコミュニティでも経済的合理主義の波に吞まれて一時疎遠になった隣人との会話を取り戻すことは不可能ではない。日々挨拶を重ねる隣人との間に会話を生み出し、それを重ねながら人間関係や社会制度を見直す方向への進展が可能なのである。

既にその見直しの可能性に力を与えてくれる集団が存在する。NPOや社会的企業家等小集団の活動である。その非営利組織が地域社会において注目すべき活動を展開している。彼らの活動は従来の企業家や行政の発想とは異なった人

間性や社会性、市民性を重視する思想的立場に立脚している。地域社会における市民性のある小集団の活動はその地域の真空地帯から人の生きた会話に基づく表情豊かな交流を掘り起こしていく働きをもつかのよう展開されている。こうした動きが負の経路依存に陥らないためにもその動きをしっかりとみつけ、それと足並みを揃え、地域社会での隣人との信頼作りを始めてはどうであろうか。

参考文献

- Calhoun, Craig; "Civil Society/Public Sphere: History of the Concept(s)", in International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences (Amsterdam: Elsevier, 2001), pp.1897-903.
- Coleman, James S.; "Social Capital in the Creation of Human Capital." American Journal of Sociology, 94, Suppl., 1988. pp.95-120.
- Crane, A., Matten, D., Moon, J.; "Corporations and Citizenship." Cambridge Univ. Press, 2008. pp.1-15.
- 朝日新聞2008年12月12日, 19日, 26日, 2009年1月9日, 16日, 23日, 30日, 2月6日
- 天野正子著『「生活者」とはだれか—自律的市民像の系譜—』中央公論社 1996年、3-18,169-228ページ
- 五十嵐暁郎「直接民主主義の新しい波—住民投票」『現代市民政治論』世織書房 2003年
- 伊藤守 渡辺登 松井克浩 杉原名穂子 共著『デモクラシー・リフレクション：巻町住民投票の社会学』(株)リベルタ出版 2005年
- 海老澤栄一「グローバルな時代の経営革新」『中央大学企業研究所叢書24』中央大学出版部 2003年
- 海老澤栄一「個人と組織との相互学習行動—もう一人の自分探索と共同開拓を意識して—」(2007年度組織学会年次大会統一報告) 2006年10月21日
- 海老澤栄一「教育と学習との共存の意義—その固有の役割と相互協働の仕組み—」『経営教育研究』Vol. 11, No.2. 2008a年
- 海老澤栄一「混沌時代の経営行動を支援、促進する羅針盤—制度化の視点—」『日本経営教育学会全国研究発表大会統一論題研究発表』2008b年11月1日
- 大森彌著『変化に挑戦する自治体—希望の自治体行政学—』第一法規株式会社 2008年 149-212ページ
- 兼子仁著『新 地方自治法』岩波書店 2001年、17-34ページ
- 倉橋進, 小林良二編著『改訂版地方自治政策Ⅱ—自治体・住民・地域社会』放送大学教育振興会 2002年 9-52ページ
- ゲーレン, アーノルト 池井望訳『人間の原型と現代の文化』法政大学出版局 1987年、19-26, 380-387ページ
- 後藤道夫「日本型社会保障の構造」『高度成長と企業社会』(日本の時代史27) 吉川弘文館 2004年

- シュッツ, アルフレッド 森川・浜訳『現象学的社会学』紀伊国屋書店 1988年 36-92ページ
進藤兵「革新自治体」『高度成長と企業社会』(日本の時代史27) 吉川弘文館 2004年
神野直彦 澤井安勇編『ソーシャル・ガバナンス』東洋経済新報社 2004年 40-55ページ
セルズニック, P. 著 北野利信訳『組織とリーダーシップ』ダイヤモンド社 1963年 7-27,
99-111ページ
竹田青嗣著『はじめての現象学』海鳥社 1993年 108-120ページ
玉城哲著『稲作文化と日本人』現代評論社 1978年 170-238ページ
玉城哲著『日本の社会システム—むらと水からの再構成—』農山漁村文化協会 1982年 pp.
8-48.
内閣府経済社会総合研究所編『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研
究報告書』2005年 8-13ページ
中岡成文著『ハーバースマス—コミュニケーション行為』(現代思想の冒険者たち第27巻) 講談
社 1996年 171-183ページ
中島道男著『デュルケームの〈制度〉理論』恒星社厚生閣 1997年 152-172ページ
中村政則「一九五〇—六〇年代の日本」『現代1』(岩波講座日本通史第20巻) 岩波書店 1995
年
中村政則著『戦後史』岩波書店 2005年 84-250ページ
新田義弘著『世界と声明』青土社 2001 11-26, 211-228ページ
バーガー, ピーター, ルックマン, トーマス, 山口節郎訳『現実の社会的構成—知識社会学—』
新曜社 2003年 74-140ページ
バットナム, R. D. 著 河田潤一訳『哲学する民主主義』NTT出版 2004年 145-231ページ
広井良典著『持続可能な福祉社会—「もうひとつの日本」の構想』筑摩書房 2006年 136-
159, 204-246ページ
藤原彰, 荒川章二, 林博史著『新版日本現代史』大月書店 1995年 215-241ページ
宮本憲一著『環境と開発』(人間の歴史を考える⑭) 岩波書店 1992年、
宮本憲一著『維持可能な社会に向かって—公害は終わっていない—』岩波書店 2006年 55-
120ページ
吉永宏著『響きあう市民たち』新曜社 1999年 pp.72-131.
寄本勝美編著『公共を支える民』コモンズ 2001年 147-166ページ
レイヴ, ジーン・ウエンガー, エティエンヌ著 佐伯胖, 福島真人訳『状況に埋め込まれた
学習—正統的周辺参加—』産業図書株式会社 1993年 1-36ページ
渡辺修著『戦後保守支配層の構造』『現代1』(岩波講座日本通史第20巻) 岩波書店 1995年

本稿を終える前に、英文の読み方と制度について丁寧に教えて頂いた神奈川
大学経営学部の海老澤栄一先生と文献探索等でお世話になった図書室の皆さん
に深く感謝いたします。